

## 大和冷機工業株式会社 株主総会議事要旨

日時：2015年3月26日 10:00～11:30

場所：綿業会館新館7階

議決権総数 51,081個 株主数 2,793名

議決権行使数 436,977個 行使株主数 721名

1. 第54期監査報告
2. 第54期事業報告書の報告
3. 議案の説明  
ナレーションによる説明
4. 質疑応答（以下の質疑応答以外に一般株主の質問が1問あったが、記載していない）

問1：株主総会での対話について（質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木）

昨年の当社は、株主総会での株主の質問や意見に対して木で鼻をくくったような回答しか行わず、非常に不誠実でした。会社法上、後日訴えられない程度の最低限の対応を意図していたのでしょうか。

さきほどのナレーションの説明でも「顧客の信頼に応える、顧客のニーズを捉え」とありました。当社が顧客に製品を販売する際、果たして後日顧客に訴えられない程度の最低限の対応をしているのでしょうか。そのようなことは無く、真摯に顧客満足度を高めるよう対応しているものと思います。

何故、株主に対してだけ、このような最低の対応をするのでしょうか。本来は、取締役を株主総会で選んで、経営を委託してくれているのが我々株主なのですから、満足してもらえよう対応を行うべきではないのでしょうか。逆に、当社は株主だけを特に軽視しているということです。

（ここで、議長より、「丸木さん、ご質問は簡潔にお願いします」の発言あり。）

昔の総会屋が跋扈していた時代ならいざ知らず、今時珍しい会社です。

（再度、議長が「丸木様、他にもご発言の株主がおられるかもしれませんので、簡潔に」との発言を挟む。）

私は、一回の発言を5分以内とするように努めています。それを超えたら止めていただいて結構ですが、そうでなければ、途中で口を挟まないでいただきたい。

本年6月から導入されるコーポレートガバナンス・コードには、「会社は、株主から経営を負託された者としての責任（受託者責任）がある」と明記されているし、その原則1-2に「上

場企業は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである」と定められています。

そこで質問ですが、本日の株主総会での株主からの質問や意見に対する回答は、どのような基本姿勢で回答する予定なのでしょうか。昨年までと同様の木で鼻をくくったような対応なのでしょうか。それとも、株主の質問に対し、真摯に正面から対応するのでしょうか。

回答1：(回答者 尾崎社長)

正確を期すために形式的になることはある程度あると思われれます。私としては、ご質問に対してご説明すべきことは全てご説明申し上げていると考えております。以上ご説明申し上げます。

問2：中期経営計画の策定（質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木）

当社の最近の業績の推移は堅調であり、株主としては有難く御礼申し上げます。しかし、当社の問題はコーポレートガバナンスにあります。

本年6月からのコーポレートガバナンス・コードにおいては、原則2-1において、経営理念を策定すべきことを定め、原則3-1(i)において経営戦略・経営計画を公表すべきと定め、さらに原則4-1において、これらは取締役の責務であるとしています。そして、原則4-1②において、中期経営計画は株主に対するコミットメントの一つであり、その実現に向けて最善の努力を行うべきとされています。

当社は中期経営計画を公表していません。すぐにでもこれを策定し、公表すべきではありませんか。

(ここで、他の株主から、「議案に関係ないことは後で聞いてもらってはどうか」との発言あり。議長は「指名していない方のご発言はお控えください」と発言。)

回答2：(回答者 尾崎社長)

ただ今の株主様のご質問については、コーポレートガバナンス・コードについてと承りました。

(丸木「いや、中期経営計画です。中期経営計画を公表してはどうでしょうか、との質問です。」と発言)

ただ今の株主様のご質問については、今後の検討課題とさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。以上ご説明申し上げます。

問3：ROEの目標について（質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木）

先ほど、他の株主の方から「議案に関係ないことは・・・」とのご発言がありましたが、株主の質問は議案だけでなく報告事項に関することについてできるわけですから、業績に関することは、当然にできると思っております。

次の質問ですが、最近では、日経新聞でも連日のように自己資本利益率（ROE）を高める目

標を掲げる企業のニュースなどが報道されています。

コーポレートガバナンス原則 5-2 において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである」と定めています。この収益力・資本効率等に関する目標という言葉の意味するところの代表的な指標が ROE です。日本企業はこの数値が低かったが、最近では 8% を超えてきたとの報道もあるし、昨年度の政府の方針である日本再興計画の中では、国際的な水準に高めて行こうとも書かれていました。

(議長「丸木さん、簡潔にお願いします」と発言)

前期実績で、当社は約 6.8% ですが、この低い ROE をどのように向上させていくのでしょうか。

回答 3 : (回答者 尾崎社長)

当社としては生産効率の一層の改善、経費削減等の実行、更に顧客のニーズに的確に応えることにより、収益性を高めて参る所存であります。以上、ご説明申し上げます。

再質問 3 : (質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木)

ROE は当社の経営の目標とはしていないのでしょうか。

再回答 3 : (回答者 尾崎社長)

目標とする具体的数値はご容赦願います。ROE は投資家の皆様にとって重要であることは認識しています。当社の配当方針を前提としつつ、ROE の向上に向けた取り組みを検討して参りたい。以上、ご説明申し上げます。

質問 4 : 株主還元について 1 (質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木)

増配や自社株買いなどの株主還元についても、連日のようにニュースになっています。本日の日経新聞にもキャッシュリッチな企業が成長投資や株主還元にお金を使いだしたという記事がありました。昨年以來、日本の上場企業もやと少しずつ変わりつつあるようです。

しかし、当社は全く変化していないばかりか、株主還元という意味では毎年悪化しているといえるでしょう。利益と純資産が増加しているのに配当は据え置きであるという意味です。

当社の流動資産の現預金は約 360 億円、固定資産の長期預金が 60 億円と、現金だけで 420 億円を保有しています。一方で有利子負債はゼロです。

時価総額が 395 億円程度ですから、当社の価値は当社の保有する現金だけよりも小さいという評価です。

本年初、麻生財務大臣は、利益を内部留保にため込む企業を「守銭奴」と批判していましたが、当社は正に押しも押されもせぬ立派な守銭奴です。

当社はこの溜めに溜めた現金をどのように使い、株主価値を高めていくのでしょうか。

回答4：（回答者 尾崎社長）

株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当と、当社の競争力の維持・強化の実現のため、内部留保を確保しておくことが、中長期的に当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様への利益に資するものと考えております。以上ご説明申し上げます。

質問5：株主還元について2（質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木）

昨年、私はこの株主総会で、配当性向を100%とする株主提案の背景説明として、企業が内部留保を貯め込む弊害や溜め込まずに日本経済に貢献することの意義をお話ししました。

日本の多くの上場企業にも、このような考え方が理解されてきたようで、昨年来、アマダ、ポーラ、サンゲツ、青山商事等が配当性向100%又は自社株買いも含めてそれ以上の株主還元を開始しています。私が今まで当社にお願いしてきたことは、特殊なことではなく、上場企業においても大きな流れになりつつあると思います。

本当に内部留保に努めることが株主の利益に資するものなのか。今の株価が表わしている通り、そうではないと思います。当社も、今こそ大幅増配や自社株買い等の株主還元策を行うべきと考えますがいかがでしょうか。

回答5：（回答者 尾崎社長）

少々お待ち下さい。・・・

ただ今の株主様のご質問にお答えいたしますが、中長期的な株主様の利益に資すると、当社は考えております。貴重なご意見をありがとうございます。

質問6：株主還元について3（質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木）

会長、先ほどから目を瞑っておられますが、聞いていただいていますか。寝ておられるのでしょうか。大丈夫でしょうか。

（会長「大丈夫です。」と発言）

コーポレートガバナンス・コード4-5によれば、経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきであると定められています。しかしながら、現在の当社の配当政策は、株主に対する受託者責任を果たしていないのではないか、と思っています。

私は、昨年の株主総会で配当性向を100%とするべく株主提案を行いました。会長・社長を含めた尾崎一族を除く一般株主の過半数が、私の提案に賛同してくださいました。これは非常に重いことです。コーポレートガバナンス・コードの補充原則1-1-①においては、取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである、と定められています。昨年の私の提案は会社側提案ではなく株主提案でしたが、正にこの趣旨に沿えば、私の株主提

案に一般株主の過半数が賛成してくださったということについて、取締役会で検討していただくべきだと思います。この考え方に則って配当政策について検討すべきだと思います。そこで、私の質問は、昨年の株主総会の後、配当政策について、取締役会で議論したのでしょうか、しなかったのでしょうか。

回答6：（回答者 尾崎社長）

株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当と、当社の競争力の維持・強化の実現のため、内部留保を確保しておくことが、中長期的に当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様利益に資するものと考えております。

特に、長期に保有していただいている株主様においては、短期的な業績で配当金が上下するよりも、長期的な観点から安定的な配当の方がメリットがあると考えております。安定的かつ継続的な配当と内部留保の両方を実現させるために、第54期の配当を決定させていただきました。以上ご説明申し上げます。

質問7：IR体制について（質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木）

中長期的に株主のために良いという回答ですが、それはただの思い込みで独善的な考え方だと思います。先ほど申し上げた通り、一般株主の半分以上は昨年の私の株主提案に賛成したわけです。今の方針が良いというのは、本当は株主のことを考えていない独善的な考え方です。

次に当社の投資家広報（IR）についてお尋ねします。当社は決算説明会も開かない。何度お願いしても、私は当社の会長・社長と面談できない。普段からお話できれば、株主総会でこんなに喋らなくてすむのですが。また、西久保社外取締役とも面談できません。

お会いできるのは、窓口の中津留執行役員とその他の執行役員の方々だけです。

昨年も申し上げましたが、私は、機関投資家として、昨年2月に、責任ある機関投資家の諸原則として、金融庁から公表された「日本版スチュワードシップコード」に則り、機関投資家としての責任を果たすために面談をお願いしているのです。

このままでは、私はスチュワードシップ責任を果たせません。

ただ、6月からのコーポレートガバナンス・コードの原則5-1では、「取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである」とされ、さらに原則5-1①においては、

（ここで、議長が「株主様、ご発言は簡潔にお願いします」と発言）

私の発言の邪魔をしないでいただきたい。続けます。

「株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである」とされています。

そこで、当社も今後は、責任を持って話せる経営トップが機関投資家に対応すべきです。今後は、社長・会長及び社外取締役が私と面談いただけると考えて良いでしょうか。

回答7：（回答者 尾崎社長）

昨年もご説明しました通り、株主の皆様への面談などの対応については、IR 担当が誠意をもって対応させていただきたいと考えております。以上ご説明申し上げます。

質問8：社外取締役について1（質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木）

昨年会社法が改正されて社外取締役は事実上必須となった。さらにコーポレートガバナンス・コードにより複数の社外取締役が要求される。東証もこれに則って規則改正することです。日本企業においても社外取締役の重要性がやっと認識されてきたと思います。西久保取締役にお尋ねします。昨年の株主総会で、社外取締役の西久保氏に質問しましたが、議長が回答し、ご本人にはご回答いただけませんでした。会社法上は議長が回答者を指名するか議長が答えれば良いとなっていますから、それでも良いでしょうか。社外取締役に対する質問があっても、議長が答えることになっているのでしょうか。

あらかじめ「社外取締役にお答えいただくことは無い。株主から社外取締役が指名されても、議長が答える。」旨の取決めがあるのでしょうか。

回答8：（回答者 尾崎社長）

丸木様、会議の目的事項に関するご質問をお願いします。

質問9：社外取締役について2（質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木）

もし、株主総会で株主から社外取締役が指名されても回答しないことになっているなら、社外取締役は何のために出席しているのでしょうか。

社外取締役への質問については、社長が答えるとの準備をしているとしても、西久保取締役は、本当にそれで良いのでしょうか、人格、識見を優れた方であるならば、社長を制して、自らお答えになってはいかがでしょうか。西久保取締役にお尋ねします。

回答9：（回答者 尾崎社長）

この場は議論する場ではございませんので、恐れ入りますが・・・

（丸木「質問です。質問」）

ただ今の株主様のご質問ですが、取決めは特にございませぬ。議長が適宜指名するという形になっています。

質問10：社外取締役について3（質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木）

取決めが無いとのことですので、改めて西久保社外取締役に3点お尋ねします。

- ① 何故私の面談要請を断ったのでしょうか。
- ② 西久保氏は、社外取締役としての自身の役割をどのようなものとお考えですか。
- ③ 社外取締役としての活動についてお尋ねします。社外取締役として、取締役会では議題毎に発言しているのでしょうか。取締役会における発言の頻度はどの程度でしょうか。取締役会に出席する以外にどのような活動を行っているのでしょうか。

回答 10 : (回答者 尾崎社長)

(議長は、回答を事務局に求めるも時間が経過。丸木が「取決めがないなら、議長ではなく、西久保取締役に応えていただければ良いのではないですか」と発言)

- ① 面談は IR 担当が適切に対応しております。
- ② 社外取締役の役割については、独立した立場で経営を監視していただいております。
- ③ 取締役会での発言頻度でございますが、回数をご容赦いただきたいのですが、適宜、積極的に発言していただいております。

質問 11 : 退任取締役について (質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木)

私は、西久保取締役はどう考えているかと質問したのです。議長の認識をお尋ねしたのではありません。西久保氏がお答えにならないのなら、議長は「社外取締役は、自分の考えは株主総会では話しません」とお答えになるのが正しいのではないのでしょうか。お話しされないなら、株主総会に出てくる必要も無いのではないのでしょうか。

本来、社外取締役の役割の一つは、少数株主の利益のために取締役会でご発言をしていただくことだと思います。私共のような少数株主にとっては、社外取締役がどう考えてどう行動していただいているのかは、すごく大事なことです。当社は、尾崎一族の意見が通ってしまう会社だと思いますから、社外取締役から違う意見を言っていただくことが大事なのです。だからお尋ねしたのです。

退任される取締役についてお尋ねします。笹井氏と川村氏は両名共に 1 年だけ取締役を務めての退任です。何故、たった 1 年で退任なのでしょう。昨年選ばれたばかりであり、昨年両名を推薦した取締役会としては、選んでくれた株主に対して、その理由を説明する責任があるのではないのでしょうか。説明をお願いします。

回答 11 : (回答者 尾崎社長)

昨年、当社の基幹工場である佐伯工場を増設し生産能力も向上しました。研究開発棟の新設により更なる既存ラインアップの性能の向上、新製品の研究開発の促進により顧客ニーズに一層対応できることとなりました。しかし、基盤の整備だけでは売上・利益の向上はできず、様々な施策の立案とその実行が伴わなければなりません。笹井氏と川村氏の両名については執行役員としての立場から、取締役を補助し現場の施策立案と実行に専念してもらうことにより強固となった基盤をより活用できることに繋がると判断しました。

質問 12 : 第 2 号議案の取締役選任議案について > (質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木)

佐伯工場の増強や研究開発棟の新設などは、一年前から判っていたことではありませんか。それなのに取締役に推薦して 1 年で辞めてしまうということです。間違えました、ごめんなさいと言えば良いのではないのでしょうか。誤魔化すのは止めてもらいたい。

次に第 2 号取締役選任議案についてです。弊社の議決権行使の方針として、代表取締役や

社外取締役が株主と面談しないなど IR が悪い場合には、代表取締役と社外取締役の選任議案には反対することとしています。また、合理的な理由なく配当性向が低く過大な現金類似資産を保有している場合にも代表取締役の選任議案には反対することとしています。

従って、弊社と弊社に議決権行使を委任した「Intertrust Trustees (Cayman) Limited solely in its capacity as Trustee of Japan-up」は、会長と社長の代表取締役 2 名と西久保社外取締役の選任には反対します。先ほど、議長から第 2 号議案を一括で採決すると言われましたので、採決の際には、正確に記録していただくことをお願いします。よろしいでしょうか。

回答 1 2 : (回答者 尾崎社長)

会議の目的事項に対する質問をお願いします。

再質問 1 2 : (質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木)

まさしく議案の審議に関することです。議案についての意見を言っているのです。先ほど議案は一括で審議するとおっしゃったではありませんか。だから心配して、この場でも私の議決権行使が記録に残るようお願いしているわけです。

何故、会議の目的と関係ないと言われるのか、おかしいのではありませんか。

再回答 1 2 : (回答者 尾崎社長)

貴重なご意見ありがとうございます。

再々質問 1 2 : (質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木)

ちゃんと記録してください、お願いしますよ。

質問 1 3 : 退職慰労金について (質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木)

第 3 号議案に退職慰労金の贈呈があります。去年も申し上げましたが、株主総会で承認をもらうのであるから、実額でいくらなのか開示してください。金額が判らなければ株主としては判断のしようがありません。

去年も質問しましたが、私は金額を教えて欲しいと言っているのです。会社の退職金に関する内規を読み上げることは不要です。金額を言っていただくか、お答えできないかのいずれかでご回答ください。

回答 1 3 : (回答者 尾崎社長)

株主総会の一任を受け、取締役会で内規に基づき、・・・(内規の説明)。

再質問 1 3 : (質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木)

内規は不要です。金額を教えてくださいいただけです、内規をお聞きしても判りませんから。金額を言うのがダメならそう言って貰えば良いのです。長々と答えていただく必要はないのです。

再回答 1 3 : (回答者 尾崎社長)

退職者が特別功労者の場合には・・・(内規を読み続ける)

なお、この内規は当社本店に備え置かれ、株主の閲覧は可能です。以上ご説明申し上げます

した。

質問14：会長と社長の住所について（質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木）

私の質問にお答えいただければ結構なのに、何故、わざわざ内規を読むのでしょうか。内規をご説明いただいても、金額がいくらかは判りません。

次の質問です。昨年も同じ質問をしました。有価証券報告書の大株主の欄にある、尾崎社長と尾崎雅広取締役の住所は「大分県佐伯市」です。また、大量保有報告書に記載された尾崎会長の住所も「大分県佐伯市長島町2丁目22番12号」と記載されています。さらに当社の登記簿を確認したところ、代表者として登記に記載された尾崎茂氏と尾崎敦史氏の住所も大分県佐伯市となっています。

しかし、会長、社長、尾崎雅広取締役は、大阪に居住して当社にほぼ毎日出勤しているではありませんか。

これらの住所の記載の誤りは、会社法違反、住民基本台帳法違反及び金融商品取引法違反に該当するのではないかと疑問に思っています。速やかに訂正すべきです。公文書には正しい住所を記載すべきではないか、と昨年も質問しました。

昨年、この質問をした際、「職務上、概ね均等に出社しているため、ご指摘のような違法性はありません」との回答でした。それでは、例えば年間の営業日のうち、何日が本社で何日が大分であったのか？ 3名の取締役について、それぞれ教えてください。昨年のこの株主総会で答えたのだから、データはあるはずです。

回答15（回答者 尾崎社長）

日数は詳細なデータはございません。各々だいたい三分の一ずつ均等に出社しております。

再質問15（質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木）

三分の一とはどこのことですか？大分と大阪であると思ったのですか。

再回答15；（回答者 尾崎社長）

東京、大阪、大分の3か所です。

.....

他の株主の一つの質問に回答した後、議長より「株主様の質疑を開始してから、既に相当の時間が経過しております。審議は十分に尽くしましたので、ご発言はあと御一方とさせていただきますと思います。その後は、議案の採決に移りたいと思います」との発言があり、丸木のみ「反対」で、拍手によりあと一名とされた。

.....

質問16：（質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木）

これで最後とさせられてしまうようです。色々な株主総会のマニュアルを見ても、最低2時間はやった方がよいことになっていると思います、まだ1時間20分くらいです。

昨年も、冒頭にも申し上げましたが、誤魔化した答は止めて欲しいのです。株主総会は当

社の最高の意思決定の場です。それが会長と社長のリーダーとしてのやり方なのか。か。

普段から株主重視の姿勢でやっていただければ、ここで誤魔化す答は必要ないでしょう。普段から考えていけば「少々お待ち下さい」と回答を探ることなく、自然に社長の口から答が出るはず。今般のコーポレートガバナンス・コードでも、株主からの委託を受けている、受託者としての責任がある、と書かれているわけです。

(ここで、議長が「簡潔にお願いします」と発言)

多くの上場企業の経営者の皆さんは「俺たち、そんな責任あったんだっけ」と思っているかもしれない。(当社の経営者の)皆さんも思っているかもしれない。でも、そういうものなんです。株主に対する姿勢をもう少し改めていただかないといけない。

私は株主価値を向上してもらいたいです。是非、これから株主重視の姿勢に改めて貰いたい。何か決意表明でもあればお聞きしたい。

回答16 : (回答者 尾崎社長)

貴重なご意見ありがとうございます。

## 5.採決

会社提案が可決された。

最後に、選任された取締役と監査役がそれぞれ一礼して終了。

以上